

第四十八回国会 農林水産委員會議録 第九号

昭和四十年三月二日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 飯谷 忠男君

理事 長谷川四郎君

理事 赤路 友藏君

池田 清志君

倉成 正君

山口長治郎君

高見 三郎君

中山 榮一君

野原 正勝君

松田 鐵藏君

ト部 政巳君

兒玉 末男君

松井 誠君

小平 忠君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官

農林事務官

(農地局長)

水産庁長官

委員外の出席者

農林技官

(水産庁漁港部)

自治事務官

(財政局財政課)

専門員

松任谷 雄太郎君

同日

委員中井徳次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員山田長司君辞任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辞任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

干拓事業により生ずる土地につき総合的かつ計画的に農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことにより、当該土地に係る区域に模範的な新農村を建設することを目的とする。

(法人格)

第二条 八郎潟新農村建設事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を秋田市に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、八郎潟新農村建設事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法明治二十九年法律第八十九号(第十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支

二月二十六日

委員山田長司君辞任につき、その補欠として中井徳次郎君が議長の名で委員に選任された。

第一類第八号 農林水産委員會議録第九号 昭和四十年三月二日

配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任)

第十三条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 秋田県南秋田郡大湯村(以下「大湯村」という。)の区域内における農地、宅地その他の用に供する土地の整備を行なうこと。

二 大湯村の区域内における次に掲げる施設の造成(当該施設と一体的に使用される施設の造成で大湯村に隣接する市町村の区域内におけるものを含む。)を行なうこと。

イ 公用又は公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のため必要な政令で定める施設(口に掲げるものを除く。)

ロ 農業に係る共同利用施設及び農業者のための集团的な住宅

三 次に掲げる土地又は施設についての災害復旧を行なうこと。

イ 第一号の業務を行なうことにより整備された土地

ロ 前号の業務を行なうことにより造成された施設で事業団の所有に係るもの

四 前二号の業務を行なうことにより造成された施設の譲渡及び当該施設のうち第二号ロに掲げるものの貸付けその他の管理を行なうこと。

五 第二号に掲げる施設の用に供する土地その他の土地で第四十三条第二項の規定により取得したものの譲渡を行なうこと。

六 大湯村の区域内における農業者の農業の用に供する機械器具の譲渡及び貸付けを行なうこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の業務のほか、国又は地方公共団体からの委託を受けて次の業務を行なうことができる。

一 農業に関する技術及び知識の普及指導を行なうこと。

二 前項第一号から第三号までの業務として行なう工事と密接な関連を有する工事を行なうこと。

三 大湯村又はこれに隣接する市町村の区域内にある土地改良財産(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十四条の土地改良財産をいう。)の管理を行なうこと。

(基本計画)

第二十条 農林大臣(前条第一項第二号イに掲げる施設の造成、災害復旧、譲渡その他の業務に關する事項については、農林大臣及び自治大臣。以下この条から第二十二条まで、第三十条、第四十一条、第四十二条、第四十八条及び第五十二条において同じ。)は、事業団の成立後遅滞なく、前条第一項第一号及び第二号の業務につき、基本計画を定め、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 新農村の建設に關する基本方針

二 工事計画に關する事項

三 所要事業費に關する事項

四 その他新農村の建設に關する重要事項で政令で定めるもの

3 農林大臣は、第一項の基本計画を定め、又はこれを變更しようとするときは、秋田県知事及び大湯村の村長(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律(昭和三十九年法律第六号)第四条第一項の規定により秋田県知事が定めた同村の長の職務を行なう者を含む。次条第三項において同じ。)の意見をきかなければならない。

(事業実施計画)

第二十一条 事業団は、第十九条第一項第一号から第三号までの業務を行なうときは、政令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

い。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第一項第一号及び第二号の業務についての前項の事業実施計画の作成及び變更は、前条第一項の基本計画に基づいてしなければならない。

3 事業団は、第一項の事業実施計画を作成し、又はこれを變更しようとするときは、秋田県知事及び大湯村の村長に協議しなければならない。

(業務方法書)

第二十二条 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(賦課金)

第二十三条 事業団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号の業務として行なう土地の整備によつて利益を受けた者でその整備に係る土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第四項の規定により取得したもののその他農林大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、当該業務に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が同項の土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、事業団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

(強制徴収)

第二十四条 事業団は、前条第一項又は第二項の

規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた賦課金の納付義務者がその指定の期限までにその賦課金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、農林大臣の認可を受けて、国税の滞納処分等の例により、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

6 前条第三項の規定は、第一項、第三項又は前項の規定による処分について準用する。

(土地改良区の組合員に対する経費の賦課)

第二十五条 第二十三条第二項の規定による賦課金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項(経費の賦課)、第三十八条(賦課金等の徴収の委任)並びに第三十九条(賦課金等の徴収)の規定を準用する。

(賦課金の対価等)

第二十六条 事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡を行なおうとするときは、政令で定める基準に従い、当該譲渡しに係る土地、施設及び機械器具の対価並びにその支払方法を定めなければならない。

第二十七条 事業団は、第十九条第一項第五号の規定による土地の譲渡を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定め、これに基づき、譲り渡そうとする土地の所在、予定譲渡口数及び予定譲渡面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る土地を譲り受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、譲受申込書を事業団に提出しなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、前項の譲受申込書を提出した者のうちから公告に係る土地を譲り渡すことが適当と認められる者を選定し、その者に当該土地を譲り渡さなければならない。

4 前項の規定による土地の譲渡については、その譲渡の契約において、政令で定めるところにより、当該契約に係る土地の用途並びに当該土地の譲受人又はその一般承継人が、その土地を譲り受けた日から起算して八年を経過しない間に、その土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供した場合は、その土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供するため、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における納付金に関する事項を定めなければならない。

5 事業団は、前項の納付金を徴収したときは、これを国に納付しなければならない。

(賦課金等の徴収の委任)

第二十八条 事業団は、政令で定めるところにより、第二十三条第一項又は第二項の規定による賦課金及び第二十六条の規定により定められた対価の徴収を地方公共団体に委任することが出来る。

第四章 財務及び会計

第二十九条 事業年度の事業年度は、毎年四月一日

に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書と添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び入部新農村建設債券)

第三十三条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は入部新農村建設債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることが出来る。

できる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することが出来る。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府の保証)

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることが出来る債務を除く。)について保証することが出来る。

(償還計画)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十六条 地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、事業団に対し、第十九条第一項の業務に要する経費の一部を補助することが出来る。

(余裕金の運用)

第三十七条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

農林水産委員会議録第九号

宜のために認められたものと解してはならぬ

業団に対する干拓予定地の配分、
十三条 農林大臣は、事業団の意

国营八郎潟开拓事業（この法律の施

国が八郎潟において土地改良法第八十七条の二

第一項の規定により行なつてゐる同項第二号の事業をいう。以下同じ。）により造成されるべき干拓地（以下「干拓予定地」という。）のうち第十九条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地その他事業団に配分することを相当と認める。

ものを選定し、同法第九十四条の八第一項の規

定による公告前に、当該選定に係る干拓予定地を事業団に配分するため、次に掲げる事項を記載した配分通知書を事業団に交付することができる。

一 配分する干拓予定地の所在の場所及び面積

二 土地の用途

二 配分の条件

四 その他農林省令で定める事項

2 前項の規定による配分通知書の交付があつた

場合には、事業団は、国営八郎潟

た場所の干拓予定地につき造成される干拓地の

所有権を取得する。この場合において、当該干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

3 前項の完了の期日は、国営入郎潟干拓事業に

ついで公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第二項の規定により農林大臣が^{（イ）} 竣工の通知をする日とする。

4 国営八郎潟干拓事業の施行に係る地域を数区に分けた場合におけるそのおのの区に係る

土地改良事業については、これをそれぞれ国営

入郎潟干拓事業とみなして、前三項の規定を適用する。

(配分に係る干拓予定地についての負担金)

とするとき。

(他の法令の準用)

第四十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を

国の行政機関とみなして、これらの法令を準用

する。

(不動産登記法の特例)

第五十条 事業団が譲り渡す土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法の特例を定めることができる。

第七章 罰則

（罰則）

第五十一条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を

受けなければならない場合において、その認

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五 第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十三条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から

ら施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に八郎潟新農村建設事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間、は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

第九条 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正

する。

第三条中「貸付料の下に」、「八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)第二十七条第五項の規定による納付金、同法第四十四条の規定による負担金及びその利息を加える。

第十一条の二の見出し中「特別徴収金」を「特別徴収金等」に改め、同条中「徴収金の下に」及び八郎潟新農村建設事業団法第二十七条第五項の規定による納付金を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金銀鉱物探鉱促進事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「畜産振興事業団」の下に「八郎潟新農村建設事業団」を、「畜産物の価格安定等に関する法律」の下に、「八郎潟新農村建設事業団法」を加え、同条第十八号中「雇用促進事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加え、同条第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五ノ三 八郎潟新農村建設事業団ガ八郎潟新農村建設事業団法第十九条第一項第二号ノ業務トシテ造成シタル建物又ハ同法第四十三条第二項ノ規定ニ依リ取得シタル土地ノ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ五 八郎潟新農村建設事業団ノ発スル証書、帳簿
(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農林漁業団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)
第十四条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団
八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第 号)

(地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第二項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「紙幣復旧事業団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「農地開発機械公団」の下に、「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)
第十六条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」の下に「八郎潟新農村建設事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)
第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項第十五号中「及び水資源開発公団を、水資源開発公団及び八郎潟新農村建設事業団」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十八条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

第十号第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

理由

国営八郎潟干拓事業により大規模に造成される土地に係る区域に模範的な新農村を建設するため、総合的かつ計画的に当該区域内における農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことを業務とする機関として、八郎潟新農村建設事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○附則(三)政府委員 八郎潟新農村建設事業団法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

八郎潟干拓事業は、わが国第二の大湖八郎潟の約二万二千ヘクタールの水面のうち一万七千ヘクタール余に及ぶ干拓地を造成する計画のもとに、昭和三十三年国営事業として着手され、わが国干拓史上かつてない大規模干拓事業として今日に及んでいるのであります。以来、着々と工事も進捗し、昭和三十八年から三年間の予定をもつて中央干拓地内部の干陸を開始し、現在、すでに約六千ヘクタールの土地が出現しており、やがて一万数千ヘクタールに及ぶ広大な中央干拓地が造成されることになっております。

この八郎潟中央干拓地における新農村の建設にあたりましては、生産基盤の整備、農業技術の改良開発等農業近代化のための諸施策を結集し、能率的な農業技術を導入いたしまして、生産性の高

い農業経営を確立し、農村環境の整備と相まって、ここに模範的な新しい農村社会を創設しようとするものであります。

また、この考え方に照応して、中央干拓地に関する地方行政上の措置といたしましては、第四十六国会におきまして制定されました大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律に基づき、昨年十月一日大鍋村が独立して設置されております。

八郎潟における新農村の建設のためには、国の工事に引き続き、農地等土地基盤の整備、営農用施設及び社会公共施設の設置等の多岐にわたる諸事業を実施する必要があるものであります。事業の一体的施行の必要性、設置以来日の浅い新村の事情等にかんがみ、他の干拓地におけるがごとく、入植者がみずから、あるいは既存市町村の援助を受けて入植、営農を行なうこととするのは、きわめて困難であると考えらるものであります。

このため、新農村建設のための諸事業を農業者の入植、新村の確立に先行して総合的かつ計画的に実施する主体が必要なのであります。

本法律案は、以上の諸理由に基づきまして、八郎潟新農村建設事業の統一的な実施機関として独立の法人格を有する八郎潟新農村建設事業団を設立しようとするものであります。

以上が本法律案の提案理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、事業団の組織等につきましては、資本金は全額国が出資することといたしましたほか、事務所の設置、役員の数、任命等につき所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務といたしましては、新農村建設のための諸事業を総合的かつ計画的に行なうことといたしております。その内容としては、農地等の整備、公用、公共用施設及び農業用共同利用施設、農業者の住宅の建設等を行ない、公共施設等は、建設後地方公共団体に譲渡し、農業施設及び農業用機械器具は、農業者に譲渡し、または貸し付けることといたしております。また、

集落用地等事業団が国から直接配分を受けた土地を譲渡することも業務として規定しております。その他委託を受けて、入植者の訓練等の農業技術の普及指導等の事業も行ない得ることといたしております。

第三に、業務の実施方法といたしましては、国が秋田県知事及び大鍋村長の意見を聞いて基本計画を作成し、これを事業団に指示することといたし、以下これに基づいて事業団が各種の事業を行なう場合には、それぞれ事業実施計画、業務方法書を作成して主務大臣の認可を受けなければならぬことといたしております。また、事業団が国から直接配分を受けた干拓地を他に譲渡する場合、その手続、配分を受ける者の選定等は、国が現行制度下で干拓地を配分する場合に準じて実施することといたしております。その他農地整備の費用についての賦課金の徴収方法等についても所要の規定を設けております。

第四に、事業団の財務及び会計であります。事業団の予算、資金計画、財務諸表、借入れ金等につきましては、主務大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣が行なうこととし、業務に関し必要な命令を発し、また、事務所等への立ち入り検査を行ない得ることといたしております。

最後に、この法律の主管大臣は農林大臣でございますが、事業団の事業が大鍋村の行財政に深く関連いたしますことにかんがみ、公用、公共用施設の造成、譲渡等に関する事項につきましては、農林大臣と自治大臣の共管にいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くだされいますようお願いいたします。

○濱地委員長 引き続き補足説明を聴取いたします。丹羽農地局長。

○丹羽政府委員 八郎潟新農村建設事業団法案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。この法律案は、提案理由の説明にもありました

とおり、八郎潟新農村建設事業団を設置して、国営八郎潟干拓事業によって生ずる土地につきましまして、農地等の土地の整備、公用、公共用施設、農家住宅等農村施設の造成等の事業を総合的かつ計画的に行なうことによりまして、模範的な新農村を建設することを目的としているものであります。

法律案の構成といたしましては、第一に事業団の事務所、資本金等について規定し、第二に役員等事業団の組織について規定し、第三に業務の範囲及びその実施方法等について規定し、第四に財務、会計等について規定しております。ほか、一般の監督規定、罰則、設立手続等について規定しております。

以下、その細目につきまして、若干補足させていただきます。

第一章は、この法律の目的、法人格、事務所、資本金等総則に関する規定であります。

そのうち、第三条は、事務所に関する規定であります。本事業団は、八郎潟干拓地について事業を行なうものであります関係から、主たる事務所も事業の遂行上の便宜を考慮し、秋田市に置くこととしております。

次に、第四条は、資本金に関する規定であります。設立当初の資本金は二億円とし、政府がその全額を出資することとしておりますが、その後におきましても、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加出資をすることができるとしてしております。

第二章は、事業団の役員及び職員に関する規定であります。

まず、第八条から第十五条までにおいては、役員の数、職務権限、任命権、任期及び役員に関する制限について定めております。

次に、第十七条においては、事業団の職員の任命について定めております。

まず、第十九条においては、事業団の業務の範囲を定めております。

第一項の業務は、この法律の目的を達成するための基本的なものであり、その範囲は各号に列記してあります。

第一号は、農地、宅地等の整備であります。八郎潟の干拓工事は、提案理由説明にもありましたとおり、国営事業として目下干陸並びに基幹工事が行なわれつつありますが、その進捗状況に照応して土地整備事業を入植に先行して事業団の事業として行なうこととしているのであります。

第二号は、大鍋村の区域内における種々の施設の造成であります。施設の内訳といたしましては、まず、公用または公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のために必要な政令で定める施設であります。これは、大鍋村における住民の生活環境の整備のためにはぜひとも必要なものを、あらかじめ事業団によって造成しておくことが適当であると考えられるものであります。施設の第二は、農業用共同利用施設及び農業者の住宅であります。これらのものも、あらかじめ農業者の入植に先立って造成しておく必要があるものであります。

第三号は、以上の業務により整備された土地または造成された施設が災害を受けた場合における災害復旧であります。

第四号は、事業団が造成した施設の譲り渡したは暫定的にするこれらのものの貸し付けその他の管理であります。

第五号は、後ほど御説明いたしますが、事業団が国から配分を受けた干拓地の譲り渡しであります。

第六号は、大鍋村において営まれる近代的農業経営のために必要な農業用機械器具を農業者に譲り渡し、または貸し付ける業務であります。

次に、第二項の業務は、国または地方公共団体からの委託に基づいて行なうものであります。

第一号は、大鍋村の入植者等のためにする営農指導訓練等農業に関する技術及び知識の普及指導

の受託であります。

第二号は、事業団が実施する工事と密接な関連を有する工事の受託であります。

第三号は、国営八郎潟干拓事業によって造成される土地改良財産の管理の受託であります。

次に、第二十条から第二十二条までにおいては、事業団の業務の執行の方法等について定め、事業団の業務運営の適正を期することとしております。

まず、第二十条では、農林大臣は、土地の整備及び施設の造成の業務について、あらかじめ秋田県知事及び大潟村長の意見を聞いた上で基本計画を作成し、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表することとしております。

次に第二十一条においては、事業団は、土地の整備、施設の造成及び災害復旧の業務について、あらかじめ秋田県知事及び大潟村長と協議した上で、基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第二十二条においては、施設及び農業用機械器具の貸し付けその他の管理及び譲り渡し並びに土地の譲り渡し業務については、事業団は、その業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならないものとしております。

第三に、第二十三条から第二十五条までにおいては、土地整備の賦課金について定めております。すなわち、一たん事業団が国から直接配分を受け、それをさらに第三者に譲り渡す場合の土地についての整備費用は、土地の譲り渡しの対価に含めて一括して事業団が徴収できるのであります。が、国から直接に農業者等に配分される土地の整備費用につきましては、その土地を取得した者から事業団が賦課金を徴収し得る旨の規定を設けております。

第四に、第二十七条においては、事業団が国から配分を受けた土地の第三者への譲り渡しについては、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定

め、これに基づいて予定譲渡面積等を公告し、譲り受け申し込み書を提出した者のうちから適当と認める者を選定してその者に譲り渡すこととしております。

第四章は、事業団の財務及び会計に関する規定であります。

まず、第三十条及び第三十一条においては、事業団の事業計画、予算及び資金計画並びに財務諸表について、農林大臣の認可または承認を受けなければならないこととしております。

また、第三十二条から第三十八条までにおいては、事業団の毎事業年度の損益の処理方法、長期または短期の借入れ金をする場合の制限、余剰金の運用方法等について定めております。

第五章は事業団に対する農林大臣の一般的な監督に関する規定であります。

第六章は、雑則に関する規定であります。そのうち、特に第四十三条から第四十六条までにおいては、土地改良法の特例として、農林大臣は、施設用地その他事業団に配分することを相当と認める土地を事業団に直接配分し得る制度を設けたほか、事業団に対して干拓地の一時使用を認める制度等についての規定を設けております。

第七章は、罰則に関する規定であります。附則におきましては、事業団の設立手続等について定めております。

なお、最後に、本法律案の主管大臣であります、事業団の行なう業務が広く新村の基礎づくり一般にも及んでいることにかんがみまして、公用または公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のために必要な施設にかかるとする事項については、農林大臣及び自治大臣の共管とし、その他の業務、役職員その他事業団の管理運営一般に関する事項については、農林大臣の専管としております。

以上をもちまして本法律案についての補足説明を終わります。

○濱地委員長 以上で提案理由の説明及び補足説明を終わります。

明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

午後一時再開することとし、これにて休憩いたします。

午前十一時十六分休憩

午後一時四十七分開議

○本名委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱地委員長所用のため、委員長の指名によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

漁港法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許します。

松井誠君。

○松井(誠)委員 漁港法の改正案について、具体的な点をお尋ねする前に、最初にお伺いをいたしたいのは、この改正案が出た一つのきっかけは、一昨年漁港法の改正案の審議をされたときに、与野党一致でつけられた附帯決議というものにも基づくものであらうかと思うのですが、その附帯決議には、この一種、二種の漁港の補助のほか、いろいろな点が問題にされているわけですが、その点について、その後水産庁ではどういう検討をされたのか、その点、最初にお伺いしたいと思っております。

○松岡(元)政府委員 第四十三国会におきまして、漁港法の一部を改正する法律案に対しまして附帯決議を付されております。その内容は五項目にわたっているわけですが、今回の改正法律案は、その中の特に第二項を急を要するものとして、具体化したしたわけでございます。

そのほかの事項につきましても、その後検討を重ねてまいりましたが、特に第四項の機能施設につきましても、充実をはかるため、補助対象にせよという御決議につきましては、構造改善事業の中におきまして、できるだけ取り上げまして実施いたしておるのでございます。

それから、第一項の改修事業と局部改良事業についても、これを整備計画の対象として漁港法の裏づけで整備するようにという御趣旨でございますが、この点につきましては十分検討いたしました。確かに一つの問題の点でございますが、私どもとしては、やはり法律に基づく整備計画は、ある程度重点的に、しかも着実な計画でこれを実施するように、一面、改修事業、特に局部改良事業につきましては、ある程度の弾力性を持って、そのときどきの変化に対応し得るようにするのが適切ではないか。まだ結論を出してはおりませんが、そういう趣旨で、今回はこの改正には着手しなかつたのでございます。

それから、第三項の漁港の種類別の区分でございますが、これも、御決議の趣旨は十分私どもももつともだと思っております。第一、第二種も、実際の面におきまして、特に第一種、第二種漁港は二千数百からありますので、これを一本にしてしまふということは、実施上いろいろ問題がある。それから実際には道路法の運用の面におきましての区別がございまして、また、地方財政の基準額算定の算定におきまして、また、二種の取り扱いに差がございまして、それらを勘案いたしまして、この区分をさしあたり改正するには慎重を要する、こういう結論に達したのでございます。

それから最後の、審議会の構成、運営につきましても強化せよという御趣旨でございますが、これは現在の状況におきましても十分機能を果たしております。その運営につきましても、特に委員の任命等につきましても、国会の承認も受けるという体制にもなっておりますので、これは法律を改正しなくても強化し得る状態になっておる、この判断いたしましたのであります。

○松井(誠)委員 この附帯決議の中で、今度実現をいたしました補助率のアップのほかに、実質的に重要なのは、第一の点及び第四の点であらうと思うのですけれども、いまの御答弁で、機能施設の補助対象事業を広げるといふ点については、構造改

善事業でいろいろ実現をしておるといふお話でございまして、具体的にこの法律に定められてある機能施設以外に、構造改善事業で新しく補助対象として拡張されたというのはいくつかある事業でございまして、

○瀬尾説明員 従来は漁港法では、臨港交通施設、それから公共施設用地等が補助の対象になっておったわけですが、今回の補助対象になつていないものは、沿岸漁業構造改善等で補助されておりましたのは、荷さばき施設あるいは製氷、冷凍加工施設等があるわけではございません。

○松井(誠)委員 そのほか、この漁港法の三条による機能施設というものは、すいぶんたくさん書いてあるわけですね。いま補助対象として拡充されたのは、ここに書かれてあるものの中ではきつめて一部でありますけれども、たとえばこの三条の、いま漁業労働者の不足、労働力の確保というものが非常に大きな問題になつておりますけれども、漁船船員厚生施設、宿泊所云々というものは、機能施設としてはまだ補助対象になつていないのですか。

○松岡(亮)政府委員 ただいま御指摘のありました施設は、役所の所管でございますが、厚生省、運輸省関係になるわけですが、現状におきましては、厚生省関係で船員保険の福祉施設として、三十九年度を取り上げますと、五億六千万円の助成が行なわれておるのでございまして、これは船員保険会の厚生施設として、病院、診療所、休養所、母子寮その他の施設でございまして、それから厚生年金福祉事業団の融資が同じく三十九年度には四億円でございまして、これも保健所、体育施設、文化教養施設というものでございまして、それから運輸省関係におきましては、これはそのつどの補助でございまして、三十九年度におきまして、八百万円を社団法人の済済会に対して病院、診療所、療養所等の経営のための補助金として交付いたしております。そのほか、日本船員厚生協会に対する補助として、やはり宿泊所、休養所、これは十四万円でございまして、そ

ういふものに対して千七百万円の補助を実施しておるといふことでございまして、これは特に水産庁というわけではございませんが、政府関係として、船員の厚生施設に対し助成を行なつておるのでございまして、

○松井(誠)委員 漁港整備の一つの基本的な問題にもなるかと思ふのですが、この漁港法による機能施設というものは、すいぶんたくさん並べてある。そして漁港法に基づく整備計画というものは、これらの機能施設を含めた漁港施設の整備だといふことになつてまゝ上はなつてゐる。しかし、実際には、この整備計画の中で取り上げられる機能施設というものは、整備計画の一覧表によりまして、きつめて機能施設の中からはほんの一部しか入つておりません。輸送施設とかあるいは施設用地とかいふもの以外には、機能施設として整備計画の中に繰り入れられてゐるのはほとんどない。これでは、この機能施設というものをこれほど羅列して、ほんとうに漁港が基本施設と一体になつてその機能を發揮するためには、総合的な整備計画を立てるというその基本的な目的というものが、実際の整備計画の中では、何といひますか、非常に締められてきておる。現実には、ある機能施設の中で、実際に補助対象になるのは、漁港法の施行令によればほんの少々、あとは構造改善で多少拡充されたという程度、これでは機能施設というものをほんとうに港の一体の施設として国が整備をしよという熱意があるのかどうか。この機能施設がほんとうに総合的に整備をされなければ、仏つて魂入れず、そういう形になる。基本問題調査会あたりの見解も、機能施設整備というのものにと力を注がなければならぬ、そうしなければ港の機能を総合的に運用できないという指摘があつたと思ふ。そうすると、やはりここにすいぶんたくさん書いてある機能施設をもつと補助対象事業として広げるといふ形が一つ。もう一つは、やはり整備計画の中にこれをもつと取り入れていくということではなければ、その基本問題調査会が要望しておる点にも沿うわけ

にはいかないし、ほんとうに漁港の機能をフルに動かすという点について、重要な点が抜けるんじゃないか。おそらく先年の附帯決議の第一点というものは、そういう点を考慮してのことだと思ふのですけれども、しかし、それを構造改善事業の中にほんの一部取り入れたということだけで、この附帯決議の趣旨が果たされたというように考えられては困る。この点について長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 確かに御指摘のような問題があると思ひます。私も、漁業整備計画実施の上において、機能施設がこれと十分連携をとつて整備される必要があると痛感いたしておるのでございまして。と同時に、一面構造改善事業を実施する際には、漁港の整備と構造改善事業の実施とが一体となつて運営されることが望ましいといふことがございまして。そういう趣旨で、構造改善事業計画の樹立に際しましては、同じ県内における漁港関係との連携を緊密にいたしまして、これらの機能施設の整備、構造改善事業のワーク内で行なわれるわけではございませんけれども、漁港の整備と一体となつてやるように指導しておるのでございまして。しかしながら、御指摘の点につきましましては、なおわれわれとして十分ふりし、再検討すべき点があるかと存じます。

○松井(誠)委員 それから附帯決議の点であります。改修事業が漁港法による整備計画から除かれて、したがって、これが国会の審議の対象にならなくなつた。それとともに、従来の局改事業、これもやはり国会の審議の対象にはならない。これは何かそういう保証が要るのではないかという決議でありますけれども、この点については、私もこれは実質的に相当意味があると思ふ。と申しますのは、なるほどこの整備計画で修築事業といふものが一応国会の審議の対象になる。しかし、この漁港法による整備計画と一体になつて改修事業や局改事業が進められていくのかどうか、あるいはまた、特に私が問題にしたいのは局改事業でありますけれども、この局改事業の整備といふ

ものは、一体どういふ基本的な方針で行なわれていくのか、この点が問題であらうと思ひます。と申しますのは、この整備計画によりまして、経済的な効果といふものをねらつて重点的に港を整備していく、それはそれなりに確かに一つの意味があらうと思ふ。ちよつと見てみましたけれども、修築事業にしても、改修事業にしても、大体港といふのは、一種よりも二種、二種よりも三種といふものに重点が置かれておる。少なくとも改修事業と修築事業を両方あわせて計算をしてみまして、一種漁港の改修事業や修築事業が行なわれるのは、全体のパーセンテージからいつたら非常に少ない。三種漁港のほとんど全部は改修や修築の対象になる。そうなりますと、非常に日本の港の多くを占める一種漁港といふのは、もつぱらと言つていくらくらい局改事業の対象になる以外にはないし、現実にはそうなつておるだらうと思ふ。局改事業の整備といふのは、一体どういふ方針に基づいて行なわれるのだらうか。私は、たしか一昨年の漁港法の改正の際にも申し上げて、はつきりしたお答えが得られなかつたと思ひますけれども、私の申し上げたいのはこういうことなんです。港の整備といふのは、経済的な効果といふものをねらつて、経済的な合理性といふものをねらう、それが確かに一つの重点ではございまいしょうけれども、しかし、それだけではだめなんではないか。基本問題調査会自体が指摘しているように、漁業には社会保障的な考え方やらなければならぬという面が、農業よりもまだ多い。港の整備にしても、これをやれば、何がしかの生産性が上がる、何がしかの漁獲量が上がるといふ、それだけでなしに、そこに住んでおる漁民の生活を何とか守るためには、この程度のことをやらなければならぬといふ、そういう経済的な合理性といふもの、それはばんをはずした社会保障的な観点からの公共事業といふものがまだまだ必要なんじゃないか。そしてそういう要望を満たすものとして、もつぱら局改事業しかない。ですから、局改事業といふものは、どういふ基本的な方針によつ

て行なわれておるのか。これは漁港法によつて整備計画という一応法律のワケがある。したがつて、その範囲では、改修事業もそれにつられていくとすれば、何がしかの法的な保証というものは間接的にはあるかも知れませんが、しかし、いま私が申し上げたような観点からの小さい港の局部改良という事業は、この整備計画の方針と違つただけに、なおさらやはり何かの形で少なくとも基本方針を打ち出して、そしてそれが保証されるという何がしかの制度的な保証もないと、生計費の一部を得ることを非常に小さな港にかけつけている漁民たちは、非常に不安だと思ふ。それで何伺いたいのですが、この局部改良というのは、この整備計画と一緒に、昭和四十三年ですか、八年計画の中で、大体の事業量のめどは立てておつておると思いますが、大体どういふ方針で局改事業というものをやらせようとするのかという点をお尋ねしたいと思ふ。

○松岡(元)政府委員 まず、どの程度の事業量をもつて八年間に実施するかという点でございますが、百五十億円を投じて行なう、こういう予定でございます。修築、改修、局改の中では、局部改良事業の進捗率が、現在のところ一番よろしいわけでございます。これはその事業の規模が小さいといふこともございしますが、私どもも、その事業が小さいといふことでそれを開却するといふことのないようにできるだけの配慮をいたしておるわけでありまして、本来、局改事業につきましても、漁港の機能の維持、補修、改良、特に防災という点に目を安んずきまして、実施をいたしておるのでございます。保全といつたほうが適當かも知れませんが、そういう趣旨で行なつておるわけでございます。同時に、やはりそのときの事情の変化に応じて、これはかなり弾力的に実施されるという性格のものでございします。ただいまお話しがありました点、つまり、零細漁民が最も利用する小規模の漁港にこれが多いのではないかと、その点についての社会的保障的といひますか、特別の配慮を要するではないかという点につきましては、私

も傾聴をいたしたわけでございますが、そういう趣旨から、一、二年程度で完成する、特に保全、防災というところの重点を置いた事業である関係もありますので、御指摘の点につきましても十分頭に入れたが、今後の運営について、事業費の配分等についても考えてまいりたい、こう思ふのでございします。

○松井(誠)委員 その点に關連するのですけれども、一種漁港、二種漁港といふものの区分けについて再検討しろという附帯決議がございします。それはそれとして、この一種漁港、二種漁港といふ分け方が、既存の実績といひますか、漁獲量が幾ら、総トン数が幾らという、そういう既存の実績といふもので、一種漁港、二種漁港といふものの基準がきめられておるに思ふのです。とさきとさきづかふ問題でありますけれども、こういう施設をつくつてくれれば、もつと漁獲量があふふ、総トン数があふふだろう、そういうものがあふふから、この港はまだ一種にとどまつておるというふうな問題があると思ふのです。つまり、既存の実績としては、港は小さいけれども、何がしかの施設をしてければ、二種に昇格し得る、そういう機能といふものが発揮できるのだ、そういうものがあるわけでありまして、この一種、二種の基準といふものを厳格に解釈すると、なかなか二種になり得べくしてなり得ない一種漁港がある。その辺を弾力的に、必ずしも既存のそういう実績にはこだわらないといふ弾力的な措置でやられておるかどうか、あるいはそういう弾力的な措置をこれからあとやられるかどうかといふことをちよつとお尋ねしたい。

○松岡(元)政府委員 一種、二種の区分けにつきまして、法律に定めた以外の基準で、総トン数なり水揚げの量とか、そういうもので一種の基準をつくりまして、区分しておることはお話しのとおりでございます。将来改良をした場合に利用する漁船の数が必ずあふふだろうとか、あるいは水揚げの量が必ずあふふだろうとか、あるいは可能性は確かにあるわけでございますが、これについては、た

だ決定的な見通しといふものがなかなかあふふかしといふようなこともございまして、過去の実績を基準にして一種、二種の区分をやつておる実情でございます。ただ、この一種、二種の区分は、道路法とかそういう関係はございしますが、国が整備事業を実施する上においては取り扱ひの差別はございしません。ただ、一、二の県におきまして、二種に對する補助率がよろしいといふような差があるのでございます。これはきわめて例外的なものでございします。そういうものにつきましても、その差をなくすように勧奨いたしておりまして、おそろく差がなくなつてくると思つております。

○松井(誠)委員 一種、二種に實質的な差がなくなれば、そういう問題はおのずと解消するわけなんです。逆にそれならば、一種、二種という區別を存続しておく必要がないじゃないかという議論のほうにいきまされども、それは附帯決議の問題であつて、またあとで問題にする人もあつておると思ひますので、その点は繰り返しては申し上げません。

〔本名委員長代理退席、委員長着席〕
それから自治省からおいでをいたしておりましたので、お伺いをいたしたのでありますけれども、修築事業、改修事業、局改事業と三つの段階に分けられておる。そして修築事業と改修事業とは補助率は同じなんです。ただ、事業の規模が違ふ。この規模といふのは、修築は大体幾らくらいで、改修は幾らくらいで、局改は幾らくらいなんです。

○松岡(元)政府委員 修築事業は事業の規模としては八千万円程度以上、改修事業は二千万円以上八千万円以下、局改事業は三百万円以上二千万円以下、大体そういう規模で行なわれております。

○松井(誠)委員 自治省のほうにお尋ねをいたしたいのですが、後進地域のいわゆるかさ上げの法律という法律によつて、漁港の修築事業はかさ上げの法律の適用がある。しかし、局改や改修はか

かさ上げの法律の適用がないというたてまえになつておるようでありまして、この理由といふのは一体どういふことですか。

○岡田説明員 御承知のとおり、漁港法によつて定められておりますところの漁港整備計画、それによつて位置づけられておりますところの修築事業、これはいままも水産庁長官から言われましたように、規模としてもまた大きなものでありますから、根拠をいたしましては、あくまでも国会でも御報告いたしておるところの漁港整備計画においてオーソライズされておるもの、それを他との均衡を考へながら、かさ上げの対象に取り上げておる、かようなわけでございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、もつぱら後進県の財政的な補助をするという法律でありますから、私はもつぱら財政的な見地から考へられておるのかと思ひましたけれども、修築事業といふように何か法律で特にオーソライズされておるのだといふことも一つの根拠になるのか、規模だけではなしに。

○岡田説明員 おつしやるのとおりと申します。要するに、根拠としましては、先ほど申し上げたとおり、法的に、また制度的に位置づけられたものを取り上げております。ただ、将来の問題として、規模等をも勘案いたしまして、研究すべき問題は、修築事業以外についてもあつておると思つております。これは現在検討事項にいたしておる。

○松井(誠)委員 法律的に何か制度的に保証されたものでなければならぬという理由は、おかしな感じがしないでしょうか。むしろ、後進県の財政的な負担になるものを選んでやるというのが、私はほんとうじゃないかと思ふのです。いままでこのかさ上げの法律を適用になつておる事業といふのは、もつぱらそういう観点からピックアップされた事業なんです。

○岡田説明員 おつしやいますとおり、法の目的は、公共事業が、地方団体、特に後進県に受け

入れられやすくすることにねらいがある法律でございますから、したがって、ねらいは、あくまでも法律の根拠にのみ必ずしも拘泥すべきものとは考えておりません。そこで、後進地域の法律でございますので、そこは法の許す範囲において検討いたしておりますが、なお、災害その他の場合に五千万円以上の額にのぼる経費につきましては、かさ上げの対象に取り上げております。要するに、当該団体が受け入れられやすくするところをねらいを置いておりますので、さような取り扱いをいたしております。

○松井(誠)委員 当該団体が受け入れられやすくするというのは、財政的な補助をすることによって、その後進県が事業を行ないやすくするという趣旨であろうと思います。で、修築事業がかさ上げの対象になり、局改や改修がかさ上げの対象にならないということは、やはり法律に規定されておるからということに、おそらく修築事業というものは規模が大きい、局改や改修はそれ以下だということが、最大の理由ではないかと思ふ。しかし、これは考えてみるとおかしい話なんでは、修築事業の数よりも改修事業の数のほうが多いし、改修事業の数よりも局改事業の数のほうが多い。ですから、海岸線をたくさん持ち、小さい港をたくさん持つておる県にしてみますと、修築事業というのとは二つ三つしかなくともしらぬけれども、局改事業というのはいくらもたくさんある。それを総合すれば、一つの修築事業よりも多い金額が多くなる。局改事業の負担というものが多いい場合もある。そうなりますと、単に修築事業をかさ上げの対象にして、改修や局改を除いたという点が、少なくとも財政的な規模という点を主として考える限りは、納得がいかなない。私はやはり局改までも入れるべきだと思ふのですけれども、少なくとも当面やはり改修事業くらいはかさ上げの対象にする、そういうことによって後進県の財政の負担を軽減するということを、自治省としてはこの法律の運用の中でお考えになっているのかいのか、その点をお伺いしたい。

○岡田説明員 他の海岸その他とのバランスも考えまして、おっしゃいますように、大規模のものにつきましては、修築事業にのみ拘泥しないで取り上げる方向で、検討は進めてまいりたい、かように考えます。

○松井(誠)委員 水産庁にお尋ねをしたいのですけれども、私は、単に改修に限らず、局改も含めて、いま申し上げましたように、局改でやらなければならぬ小さい港をたくさん持つておるという県もある。そういうところは案外後進県なんです。そういう点を考えると、修築だけがかさ上げの対象になっておるといふことだけではなしに、まず改修も入れなければならぬという御努力は当然されると思ひますけれども、それで終われりということではなしに、やはりせつかく後進県のかさ上げの法律があるわけでありまして、そうしてそれをまた適用をすべき事実上の理由があるのですから、水産庁としても、ひとつこの点について自治省や大蔵省と折衝を重ねて、このかさ上げの法律が改修や局改にまで広げられるようになることについて努力をしていただきたいと思ふのですけれども、御意見はいかがでしようか。

○松岡(元)政府委員 確かに後進地域の補助率差額の適用につきましては問題があると思ふのでございします。これは財政的に弱い府県に対する配慮もありますので、修築事業だけに後進地域の補助率差額の適用ということだけでは、少し検討を要すべき点がございします。で、改修事業につきましても、一定規模以上のものについては、とりあえず補助率差額を適用するように、今後自治省なり大蔵省とも十分協議の上で、その方向で努力いたしたいと考えております。

○濱地委員長 本会議休憩後再開することといたしまして、これにて休憩いたします。

午後二時三十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

農林水産委員會議録第七号中正誤
一三ページ二段正誤表の見出しに「農林水産委員會議録第二号中正誤」を入れる。